

IT利活用社会構築のための 制度改革について

平成27年2月16日

内閣官房
情報通信技術(IT)総合戦略室



パーソナルデータの利用環境整備

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

個人情報保護法

個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

- 個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

番号利用法

特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正

- 金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充
⇒預貯金口座への付番、保健事業（メタボ健診等）に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

個人情報保護法の改正のポイント

1. 個人情報の定義の明確化

- ・個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当）
- ・要配慮個人情報（仮称、いわゆる機微情報）に関する規定の整備

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・匿名加工情報（仮称）に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
- ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

3. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）

- ・トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設

4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

5. 個人情報の取扱いのグローバル化

- ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

6. その他改正事項

- ・本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化
- ・利用目的の変更を可能とする規定の整備
- ・取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応

個人情報保護法の改正内容①

1. 個人情報の定義の明確化	
個人情報の定義の明確化	特定の個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データ）等は特定の個人を識別する情報であるため、これを個人情報として明確化する。
要配慮個人情報	本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得することを原則義務化し、利用目的の制限の緩和及び本人同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト）を禁止。
2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保	
匿名加工情報	特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報（仮称）と定義し、その加工方法を定めるとともに、その取扱いについての規律を設ける。
個人情報保護指針	個人情報保護指針を作成する際には、消費者の意見等を聴くとともに個人情報保護委員会に届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。
3. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）	
トレーサビリティの確保	受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存。また、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存。
データベース提供罪	個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰。

個人情報保護法の改正内容②

4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限	
個人情報保護委員会	内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設（番号法の特定個人情報保護委員会を改組）し、現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等を追加。（なお、報告徴収及び立入検査の権限は事業所管大臣等に委任可。）
5. 個人情報の取扱いのグローバル化	
国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供	日本国内の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても個人情報保護法を原則適用。また、執行に際して外国執行当局への情報提供を可能とする。
外国事業者への第三者提供	個人情報保護委員会の規則に則った方法、または個人情報保護委員会が認めた国、または本人同意により外国への第三者提供が可能。
6. その他改正事項	
オプトアウト規定の厳格化	オプトアウト規定による第三者提供をしようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。
利用目的の制限の緩和	個人情報を取得した時の利用目的から新たな利用目的へ変更することを制限する規定の緩和。
小規模取扱事業者への対応	取り扱う個人情報が5,000人以下であっても個人の権利利益の侵害はありえるため、5,000人以下の取扱事業者へも本法を適用。

マイナンバー制度の利活用について

日本再興戦略におけるマイナンバー制度の位置づけ

「(改訂)日本再興戦略」(平成26年6月24日閣議決定)

4. 世界最高水準のIT社会の実現

(1)～(2) (略)

(3)新たに講ずべき具体的施策

①～② (略)

③ マイナンバー制度の積極的活用等

2016年1月に予定されているマイナンバー制度の利用開始や、2017年1月を目途とされている**情報提供等記録開示システム(いわゆる「マイ・ポータル」)**の整備に向けた取組を加速する。

マイナンバー制度に合わせて導入される**個人番号カード**について、**公的サービスや資格証明に係るカードとの一体化など、国民への普及に向けた取組み**について検討を進め、個人番号カードの交付が開始される2016年1月までに方向性を明らかにする。

また、**金融、医療・介護・健康、戸籍、旅券、自動車登録などの公共性の高い分野を中心に**、個人情報の保護に配慮しつつ、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、今年度中に**マイナンバーの利用範囲拡大の方向性を明らかにする。**

(略)

④～⑥ (略)

推進体制について (平成27年2月16日現在)

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）

本部長：内閣総理大臣

副本部長：IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者（10名以内）

新戦略推進専門調査会（親会）

会長：内閣情報通信政策監（政府CIO）

委員：高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する政府の戦略等の推進管理等を行う

電子行政オープンデータ
実務者会議

パーソナルデータに関する
検討会

地方創生IT活用推進
会議

ITコミュニケーション
活用促進戦略会議

eガバメント
閣僚会議

...

- 電子行政分科会
- 農業分科会
- 医療・健康分科会
- 人材育成分科会
- 防災・減災分科会
- 新産業分科会
- 道路交通分科会
- 規制制度改革分科会
- マイナンバー等分科会

- 公開支援
ワーキンググループ
- 活用推進
ワーキンググループ

- 技術検討
ワーキンググループ

- 政策企画
ワーキンググループ

- 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議

情報提供等記録開示システム

- ・ 政府は、法律施行後 1 年を目途として、**情報提供等記録開示システム**を設置する。

(番号法附則第 6 条第 5 項)

情報提供等記録開示
システム主要 3 業務
(イメージ)

情報提供等記録表示業務

自己情報表示業務

お知らせ情報表示業務

自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能 (附則第 6 条第 5 項)

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能 (附則第 6 条第 6 項第 1 号)

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能 (附則第 6 条第 6 項第 2 号)



マイポータル／マイガバメント(仮称)の実現に向けた検討

「マイポータル／マイガバメント(仮称)の主な機能・要件及びアクションプラン(素案)」 (平成26年12月2日 第7回マイナンバー等分科会)

主な機能等	実現に向けた要件等	アクションプラン
電子私書箱機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆主に以下の要件を満たす民間サービス等を活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルなサービス（事業継続性、地理的公平性、社会的公平性、金銭的公平性が確保されており、価格が低廉）であること ・対面による利用者の本人確認を実施していること ・送達の法的効力を有していることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ◆法人ポータル（仮称）との連携を検討（2014年度末報告、以後継続検討）
ワンストップ機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆「引っ越し」などのライフイベントに関するサービスを中心に提供し、順次拡大 ◆サービス提供者には、行政機関のみならず、ライフラインや金融機関などの民間事業者も含まれる ◆電子私書箱サービスを活用 ◆既存の電子化された手続等との連携 ◆複数の機関へ同じ内容を繰り返し入力することを省略する仕組みを実装 	<ul style="list-style-type: none"> ◆幅広いニーズ調査や意見交換等 ◆参画可能な機関への呼びかけ ◆法人ポータル（仮称）との連携を検討（上記はいずれも2014年度末報告、以後継続検討） ◆対面・書面を義務付けている手続の見直し（※）
電子決済機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間の決済代行機関サービス等を活用 ◆決済手段はネットバンキング（ペイジー）及びクレジットカード決済 ◆マイポータル／マイガバメント（仮称）のシステム内にカード番号等の支払情報は保持しない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆参画可能な機関への呼びかけ ◆法人ポータル（仮称）との連携を検討（上記はいずれも2014年度末報告、以後継続検討）
認証機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆サービス内容に応じた適切な認証方式が設定されていること ◆異なるサービス間において、適切な認証連携が可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> ◆サービス内容と本人確認強度、認証方式の整理（2014年度末報告、以後継続検討） ◆認証連携の実装方式の検討（2015年度上期）
アクセスチャンネル	<ul style="list-style-type: none"> ◆スマートフォン、タブレット端末、CATV、キオスク端末等から利用できること 	<ul style="list-style-type: none"> ◆スマートフォン等のアプリケーションの検討 ◆CATVから利用できる仕組みの検討 ◆アクセシビリティ、ユーザビリティの検討 ◆デジタルデバイト軽減策の検討（上記はいずれも2015年度以降も継続検討）

マイナンバーの利用範囲拡大に関する検討の方向性の概要

「個人番号の利用範囲拡大の検討状況について」(平成26年11月11日マイナンバー等分科会)

① 戸籍事務

法務省において有識者らによる「戸籍制度に関する研究会」を本年10月29日に立ち上げ。今後、平成28年2月以降の法制審議会への諮問を目指して検討を進める。

② 旅券事務

戸籍事務でマイナンバーが利用されるのであれば、旅券申請時に申請者が戸籍謄(抄)本を提出する必要がなくなることから、国民の利便性の向上と旅券事務効率化に資するものと考えており、戸籍事務でのマイナンバーの利用に向けた法務省の検討状況も踏まえつつ、引き続き外務省を中心に検討を進める。

③ 預貯金付番

内閣官房を中心に、マイナンバー法の改正を行う方向で関係者間で具体的な調整を行っているところ。仮に、関係者間の調整が整えば、来年の通常国会での必要な法整備を視野に準備を進める。

④ 医療・介護・健康情報の管理・連携等に係る事務

厚生労働省において、有識者らによる「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」を本年5月30日に立ち上げ、必要性や具体的な利活用場面等について議論を行っている。今後、年末までに一定のとりまとめを行う予定。

⑤ 自動車の登録等に係る事務

平成28年1月に予定されている個人番号カードの導入に併せ、OSSにおいて同カードを利用(本人確認機能)した申請を可能とする。さらに、他の利便性向上策についても、マイナンバーの利用範囲の拡大のタイミングに併せ、関係省庁の検討状況も踏まえつつ、国土交通省を中心に検討を進める。

平成25年8月 社会保障制度改革国民会議報告書(抜粋)

- これまでの「年齢別」から「負担能力別」に負担の在り方を切り替え、**社会保障・税番号制度も活用し、資産を含め負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべき**である。

平成26年4月 政府税制調査会マイナンバー・税務執行DG論点整理(概要)

- **現行**、銀行等が個人の顧客に支払う利子の課税については、源泉分離課税で終了することから、利子調書の提出が免除されており、**銀行等の預金口座に関しマイナンバーは付されない**。
- **社会保障について所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点からは、国民の多くが保有する預金が把握の対象から漏れている状態は改めるべきであり、預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべき**。
- **その際、預金口座へのマイナンバー付番は、マネーロンダリング対策や、預金保険などでの名寄せ、災害時の迅速な対応といった場面でも、その効果が期待できるとともに、将来的に民間利用が可能となった場合には、金融機関の顧客管理等にも利用できるものとなることも踏まえた検討が必要**。

平成26年5月 マイナンバー等分科会中間とりまとめ(抜粋)

- **預金保険法**や**犯罪収益移転防止法等に基づく、金融機関による顧客の名寄せ、本人確認及び口座名義人の特定・現況確認に係る事務について、マイナンバーの利用範囲に追加すること**や制度基盤を活用することにつき、制度の趣旨や個人情報保護等に配慮しつつ、関係者の理解と協力の下、内閣官房と関係府省が協力して、(中略)積極的かつ具体的に検討を進め、秋頃を目途に、検討状況を政府CIOに報告する。

平成27年通常国会での預貯金付番に必要な法整備に向けて関係府省が協力することで一致。**預貯金取扱金融機関も預貯金付番の意義や趣旨について概ね理解、協力の用意**。

預貯金付番に向けた当面の方針(案)

平成26年12月19日
第13回パーソナルデータに関する研究会 資料(抜粋)

- 預貯金付番については、社会保障制度の所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点等から、金融機関の預貯金口座をマイナンバーと紐付け、金融機関に対する社会保障の資力調査や税務調査の際にマイナンバーを利用して照会できるようにすることにより、現行法で認められている資力調査や税務調査の実効性を高めるものである。また、預金保険法又は農水産業協同組合貯金保険法の規定に基づき、預貯金口座の名寄せ事務にも、マイナンバーを利用できるようにするものである。
- 預貯金付番に必要な法整備は、次期通常国会に提出予定の「高度な情報通信技術の活用の進展に伴う個人情報の保護及び有用性の確保に資するための個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案(仮称)」で行う。具体的には、次のとおり法令の手当てを講じる方向で政府内の調整を進める。なお、当面、預貯金者に直接的な義務は課さない。
 - ① 番号法において、社会保障制度の資力調査でマイナンバーを利用できる旨を明らかにし(※対象となる社会保障給付関連法を番号法政令に規定)、社会保障制度の資力調査の際、法律で銀行等に報告を求めることができる事項を規定しているもの(※精査中)について、マイナンバーを追加する。(※税務調査でマイナンバーを利用できる旨は規定済み)
 - ② 国税通則法及び地方税法に金融機関は預貯金口座情報をマイナンバー又は法人番号によって検索できる状態で管理しなければならない旨を規定するとともに、当該規定を番号法第9条第3項に明掲し、金融機関が個人番号関係事務実施者として預貯金者等に対してマイナンバーの告知を求めることができることを明らかにする。
 - ③ 番号法別表第一に、預金保険法又は農水産業協同組合貯金保険法に基づき、預金保険機構又は農水産業協同組合貯金保険機構が行う預貯金口座の名寄せ等にマイナンバーを利用できるように規定し、預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法の省令において、預金保険機構又は農水産業貯金保険機構が金融機関の破たん時に資料の提出を求めることができる事項にマイナンバー及び法人番号を追加する。これにより、金融機関が個人番号関係事務実施者として預貯金者等に対してマイナンバーの告知を求めることができるようにする。
- 円滑な預貯金付番の実施にあたっては、官民を挙げて国民向け広報を展開するとともに、行政機関等においては、口座振替申請書に番号記載欄を設ける、公金振込口座にはすべて付番されるよう取得した番号情報を金融機関に提供するなどの預貯金付番促進支援策について検討を行い、実施可能な施策を積極的に講じることとする。
- 金融機関における対応については、新規口座開設者からは口座開設時に顧客の番号を取得できるよう告知の求めを行い、既存口座については、顧客の来店時などに番号告知の求めを行うこととするなどの事務ガイドラインを策定し、進めることとする。
- これらの法令の規定の施行後3年を目途に、金融機関の実務や付番の状況等を踏まえ、既存口座への付番を官民挙げて集中的に進めるための方策につき、法改正も視野に前広な検討を行う。

医療等分野での番号の活用に関する議論の全体像(中間まとめ)

医療等分野での番号(電磁的符号を含む)※を用いた情報連携 ※マイナンバーに限定しない

医療機関・介護事業者等の連携

(地域レベル、複数地域間での連携)

- ・ 病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用
- ・ 救急医療で他医療機関での過去の診療情報を確認
- ・ 医療・介護従事者が連携して地域包括ケアを実現

本人への健康医療情報の提供・活用

(ポータルサービス)

健康・医療の研究分野

(コホート研究、大規模な分析)

※いずれの利用場面も医療機関等ではマイナンバーは用いない

医療保険のオンラインでの資格確認

※保険者はマイナンバーで資格情報を管理するので、資格確認手続きのうち保険者でマイナンバーを活用

保険者間の健診データの連携

資格異動時での特定健診など健診データの連携

予防接種の履歴管理

市町村での接種歴の管理、本人への通知等

※いずれの利用場面も医療機関等ではマイナンバーは用いない

※全国がん登録への活用は突合事務等の実務的な課題を検討

医療等分野の個人情報の特性を考慮し、オンライン資格確認のインフラの活用を含め、個人情報保護を含めた安全性と効率性・利便性が確保された仕組みを検討

現行の番号法の枠組みの中で、行政機関・保険者がマイナンバーを用いることについて検討

- ・ 行政機関・保険者は住所情報や保険資格情報を個人番号で管理
- ・ 社会保障・行政サービスの向上・効率化に資する

【番号制度のインフラとの関係】

- ・ 現行の番号法の枠組み(目的規定)は、行政機関等がマイナンバーを用いると規定。医療機関等でマイナンバーを用いることは想定していない
- ・ 番号制度では、保険者が資格情報をマイナンバーと紐づけて管理。保険者が資格情報を用いる場合など、安全で効率的な情報連携とするため、番号制度のインフラの活用も必要
- ・ マイナンバーとは別に見える番号を発行するのはコストがかかる。電磁的符号のほうが、安全性の確保と二重投資を避ける観点から望ましい
- ・ 番号・符号が重複しないよう、住民票コード又はマイナンバーから変換する方法等により生成し、利用を希望する者が使う仕組みが必要
- ・ 医療情報の第三者提供は本人同意が前提。個人ごとに情報の提供範囲が異なりうるので、一律な情報照会と回答が難しい

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)

○番号法の目的(法第1条)

- ・ 行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号を活用して、効率的な情報の管理と利用、他の行政事務を行う者との間で迅速な情報の授受ができるようにする
- ・ これにより、①行政運営の効率化と行政分野での公正な給付と負担の確保、②手続きの簡素化など国民の利便性の向上が得られるようにする

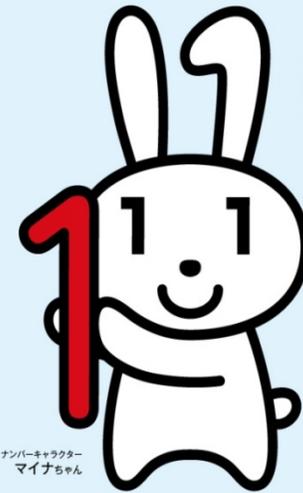
○利用範囲(法別表)

- ・ 医療保険・年金の給付、保険料の徴収
- ・ 雇用保険等の資格取得・確認、給付
- ・ 生活保護、児童扶養手当等の福祉分野 等

平成26年度 マイナンバー広報(平成27年1月時点)

- ホームページ、ツイッターでの情報発信
 - ・マイナちゃんのマイナンバー解説
 - ・FAQ(よくある質問) 等
- ポスターの作成・掲示
 - ・地方自治体の窓口や全国の税務署、年金事務所、ハローワーク等で掲示
- コールセンターの開設(平成26年10月～)
- 事業者向け説明資料・FAQ(よくある質問)
- 事業者向け説明会(平成27年1月～)
- 《今後の予定》
- 新聞折込広告等(政府広報)
- チラシ・パンフレット
- 障害者向け広報
- 外国人向け広報
 - ・ホームページで英中韓西葡の5か国語で情報提供

あなたにも、マイナンバー。
はじまります。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成27年
10月から
マイナンバーを
一人ひとりに
お届けします!

! マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。
 ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
 ・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民問わず自由に使用できます。
※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。 ※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

M I N I S T R Y	1 行政の効率化 手続きが正確で 早くなる <small>行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。</small>	2 国民の利便性の向上 面倒な手続きが 簡単に <small>申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。</small>	3 公平・公正な社会の実現 給付金などの 不正受給の防止 <small>行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。</small>
--------------------------------------	---	--	--

マイナンバー制度のお問い合わせは **0570-20-0178**

マイナンバー(個人番号)は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

マイナンバー制度導入のロードマップ(案)

参考

2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(10月) (H28年)

2017年
(H29年)

制度構築

平成二十五年四月二十四日
平成二十五年五月三十一日

別表第一、別表第二の
事務、情報を定める
主務省令の制定

政省令等の整備

法人番号の
通知・公表

申告書・法定調書等への法人番号の記載

個人番号カードの交付

順次、個人番号の利用開始
【2016年1月から利用する手続きのイメージ】
○社会保障分野
・年金に関する相談・照会
○税分野
・申告書、法定調書等への記載
○災害対策分野
・被災者台帳の作成

個人番号の通知

情報提供ネットワークシステム、
マイ・ポータルの運用開始

システム構築

システム要件定義・調達
調査研究

工程管理支援業務
設計 開発・単体テスト 総合運用テスト

2017年1月より、
国の機関間の
連携から開始し、
2017年7月を目標に、
地方公共団体等との
連携についても開始

個人情報保護

委員会
国会同意

特定個人情報保護
委員会設置
(平成二十六年一月一日)

委員会
国会同意

委員会
国会同意

委員会規則の制定

特定個人情報の取扱い
ガイドラインの策定
(事業者編、行政機関等・
地方公共団体等編)

情報提供ネットワークシステム等の監査

特定個人情報の取扱いに関する監視・監督

特定個人情報保護評価
指針の作成

特定個人情報保護評価書の受付・承認等

広報

番号制度に関する周知・広報

マイナンバー広報実施計画(案)(平成26・27年度)

参考

集中的な広報展開を
予定している時期

27年1月
マイナンバー元年

27年4月

27年7月～
番号通知3か月前

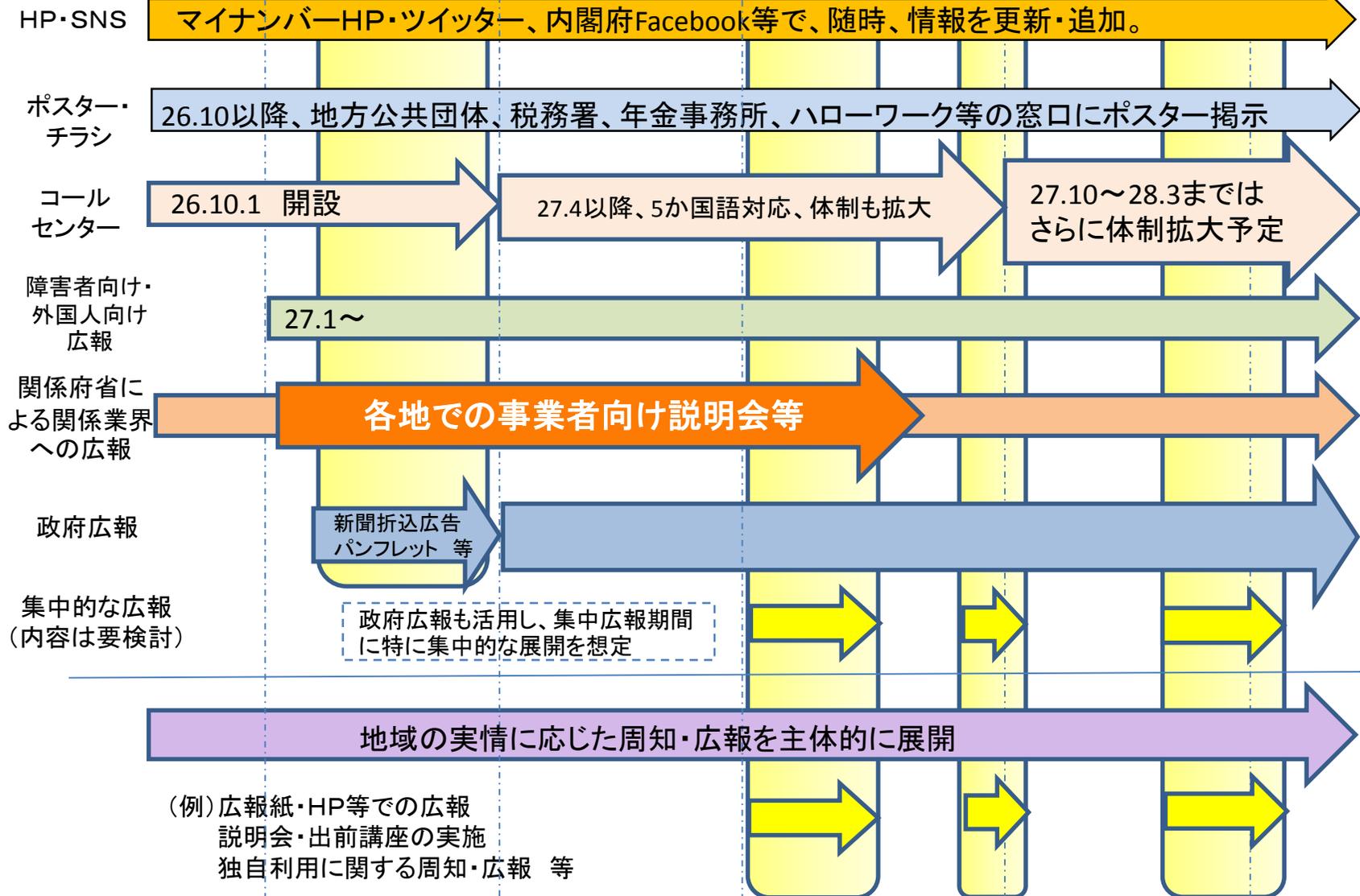
27年10月～
番号通知前

28年1月～
利用開始前



国の広報

地方公共団体の
広報展開



IT利活用を前提としない規制制度・行政事務 見直しに関する取組

これまでの経緯

民－民

官－民

各府省において既存の制度ごとの検討・措置

個別法令について書面による作成、保存、縦覧、交付等を、電磁的方法で行うことができるよう検討・措置

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（H12）

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会を実現するための基本的な考え方を提示

IT書面一括化法の制定（H12）

民間事業者等の取引において、法律で書面による交付等を義務づけている場合も、電磁的方法による交付等を容認。

商法等の一部改正（H13）

議決権行使におけるインターネット等の利用、法令で書面による保存等が義務づけられている損益計算書などの会社関係書類の電磁的記録による保存等を容認。

e-文書法の制定（H16）

民間事業者等は、法令の規定において書面により行わなければならないとされている保存等を、主務省令を定めることで、書面の保存等に代えて電磁的記録による保存等を容認。

マイナンバー法の制定（H25）

マイナンバーの活用により、①行政事務を処理する者は効率的な情報管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者間との迅速な情報の授受が可能となる、②申請、届出等の手続きの簡素化による国民の負担軽減及び本人確認の簡易な手段等の利便性の向上等を容認。

行政手続オンライン化法の制定（H14）

民間事業者等が行政機関等に対して申請を行う場合、行政機関等が民間事業者等に対して処分通知を発出する場合、行政機関等の行政文書の作成、保存を原則全て電子的に行うことを容認。

IT室等取組

民－民手続調査（H12）

官－民手続調査（H14）

規制制度改革集中
アクションプラン（H25）

e-文書法調査（H26）

手続全数調査（H26～）

ITコミュニケーション調査
（H26～）

取組の現状

規制制度改革集中アクションプラン

- ・「世界最先端 I T 国家創造宣言」(H25.6 閣議決定)において、対面・書面交付が前提とされているサービスや手続を含めて関連制度の精査・検討を行う、アクションプランの策定指示。
- ・規制改革会議で対応してきた項目を含めた計28項目につき、制度の現状と今後の対処方針をまとめた「I T 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」をH25.12に策定。

<アクションプランの一例>

項目名	現時点での検討状況
高等学校での遠隔授業の正規授業化	「高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議」(文部科学省)で、同時双方型(双方向・同期・別空間)について、一定の要件を満たす場合、正規の授業として認める改革を提言。今後、制度改革を行う予定。また、文部科学省で、平成27年度予算案において、高等学校における遠隔教育の普及推進に関する調査研究を実施予定。
不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し	「賃貸取引」及び「法人間売買取引」における重要事項説明を対象に社会実験を実施予定。新たな検討会の中で社会実験の結果検証を行い、必要な対応策をとること等で問題ないと判断され、かつ、新たに懸念される点が生じなかった場合、重要事項説明における I T の活用について本格的な運用へと進めていく方向。また、契約に際して交付する書面については電磁的方法による交付を法令上可能とする方向で検討。
国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し	「平成27年度税制改正の大綱」に、税務関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し(契約書等に係る金額基準(現行:3万円未満)の廃止、電子署名要件の見直し、等)が盛り込まれた。税制改正大綱を踏まえ、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」の改正の他通達改正を財務省・国税庁において実施予定。

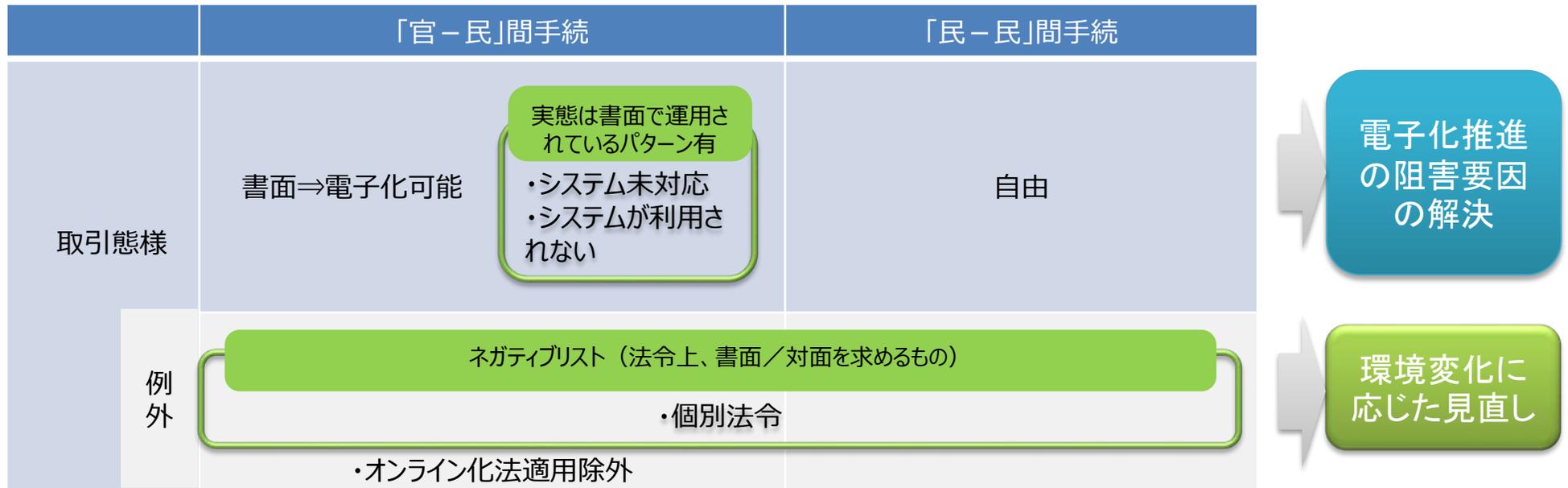
手続き全数調査

- ・「世界最先端 I T 国家創造宣言 工程表」(H26.6)に基づき、法令等により書面での保存・交付等を行うことが規定されている事案の全数把握を行うべく、悉皆調査中。

I T コミュニケーション調査

- ・対面・書面原則等の制度見直しを進めるための指針「I T コミュニケーション導入指針(仮称)」を本年上期までに策定。

現状把握と今後の方向性



I T 利活用を原則とするための今後の取組

- I T が利活用されない手続（上図緑色部分）について民間要望に基づく個別規制改革の検討及び全数調査を実施し、各府省の不断の改革を促す P D C A サイクルを構築。
- I T の進歩及び普及並びにマイナンバー制度の導入を契機として、「I T コミュニケーション導入指針」（仮称）に盛り込むべき内容を包含しつつ、電子的な手続の基盤となる制度について、社会環境変化に呼応すべく、法的措置を含め見直しを図る。